

# 労働基準法

## 1章

# 総 則

### No.1 チェック!

#### 労働基準法の定義 (第1条)

労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。

この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

#### 【詳細】

この条文は、憲法25条第1項によるものである。ここでいう、労働条件とは労働時間、賃金、休日、休暇等職場における労働者の全ての待遇である。

#### 【行政通達】

労働者に人格として価値ある生活を営む必要を充たすべき労働条件の保障を宣明し、本法各解釈の基本観念を為す(22・9・13基発17)。人たるに値する生活とは、その時その社会の一般通念による標準家族の生活をも含む(22・9・13発基17、22・11・27基発401)。労働条件の低下が社会経済情勢の変動等他に決定的な理由がある場合には本条に抵触せず(22・9・13発基17、63・3・14基発150)。

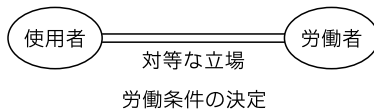
### No.2 チェック!

#### 労働条件の決定 (第2条)

労働条件は、労働者と使用者が、**対等の立場**において決定すべきものである。

労働者及び使用者は、**労働協約、就業規則及び労働契約**を遵守し、誠実に各々その義務を履行しなければならない。

#### 【労働条件の決定】



#### 【詳細】

賃金、労働時間、休日、休憩、休暇等労働者の職場におけるすべての待遇に関する条件である。労働条件は、労働者と使用者が対等の立場で決定すべきものである。また、労基法に違反する使用者には刑罰を課している。